

議案第97号

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成11年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同条第3項に規定する」を「身体の安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいう。以下この項において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる」に改め、同項第1号中「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）」を「住居等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。